

主任介護支援専門員更新研修受講要件に係る法定外研修の取扱いについて

主任介護支援専門員更新研修の受講要件の「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等」の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 法定外の研修の要件

研修時間が、1回あたり90分以上で、介護支援専門員の資質向上に関係する次に掲げる法定外の研修*とする。

- (1) 地域包括支援センターが開催する法定外研修
- (2) 職能団体等が開催する法定外研修
 - ① (特非)島根県介護支援専門員協会(ケアマネ協会)が行う研修
(各地域協会が地域単位で行う研修も含む)
 - ② (一社)日本介護支援専門員協会が行う研修、同中国ブロック研修
 - ③ (社福)島根県社会福祉協議会が行う介護支援専門員の業務に関する研修
 - ④ (特非)島根県介護支援専門員協会が行う主任ケアマネを対象に行うフォローアップ研修
 - ⑤ 他都道府県で法定外研修として行われる研修(年2回まで)
- (3) その他県が適当と認めるもの(県・保険者が行う研修で上記の趣旨に合致するもの等)

※主任介護支援専門員である者が自己研鑽を積むということでは毎年の受講が望ましいが、1年間(4月から翌年3月まで)に年4回以上とし、主任介護支援専門員研修修了証明書の更新後5年のうちいずれかの年において回数を満たしていれば可とする。また、回数の算定に当たっては、上記研修を合算することも可とする。(例:(1)の研修に2回、(2)①の研修に1回、(2)②の研修に1回参加していれば、合計4回参加していることとなるため、受講要件を満たしているものとする。)

*法第115条の48の規定に基づく会議や一般住民を対象とした研修は、対象外とします。